第20回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成23年4月26日(火)午後6時45分~ さいたま市役所第2別館第3会議室

- 1 開 会
- 2 議題
- (1) 各チームからの報告事項について
- (2)条例案骨子について
- 3 その他
- 4 閉会

【配付資料】

次第

資料1 条例案骨子の再検討作業シート

参考資料1 自治基本条例に関する市民Webアンケート結果(速報)

中間報告·条例案骨子	疑問点等 (※記述は、前回出た意見の概要)	対応
(1) 総論		
①自治基本条例の目的	・「自治」と「市民自治」は、それぞれどのような意味か。	
● (目的)	・市長「等(その他執行機関)」の「等」は責務や役割で規定していない。職員は	
・ この条例は、自治を担う市民、議会、市長等(市長その他	規定している。	
の執行機関をいう。以下同じ。)の主体的な取組を促し、市	・「主体的」を噛み砕いた方がわかりやすい。	
民自治の確立を図り、もって市民が幸せを実感し、誇りを持	・「主体的な」は「自発的な」か。	
てる都市を実現することを目的とする。	・「まちづくり」と「市政運営」の関係について明確にする必要がある。	
そのために、市(さいたま市をいう。以下同じ。)の自治	・「まちづくり(市政運営を含む。)」としなくては「市政運営」は含まれないイメージ	
の基本理念を明示し、市民の権利及び責務、議会、市長等の	か。	
役割及び責務、まちづくり(市政運営を含む。)の基本的事		
項等を定める。		
②自治の基本理念	・「まち」、「地域」、「市」、①にある「都市」を整理する必要があるのではないか。	
● (自治の基本理念)	・「住民の信託を受けた」について、議会基本条例では「負託」としている。憲法で	
市民、議会、市長等は以下に掲げることを自治の基本理念と	は「信託」だが、その他の法律では「負託」が多い。	
して、市民自治の確立を目指すものとする。	・信託を受けるのは「議会」は「議員」か。	
(1) まちづくり(豊かで暮らしやすいまちをつくるための活動	・「市長等」の「等(及び執行機関)」も信託の対象か。	
をいう。以下同じ。)は、市民が責任を持って主体的に地域	・「対等な立場に立って」とは、対等ではないように感じる。	
や市の課題解決に取り組むことを基本とする。	・「自律」か「自立」か。	
(2) 住民の信託を受けた議会及び市長等は、それぞれの役割や	・(3)の主語は「市」でよいか。(「自律的な市政運営の実現」を目指すのは「議	
責務を果たしながら、市民のための市政運営を行う。	会及び市長等」ではないか。)	
(3) 市は、国や県と対等な立場に立って協力関係を築くととも		
に、自律的な市政運営の実現を目指す。		

中間報告·条例案骨子	疑問点等(※記述は、前回出た意見の概要)	対応
 ③用語の定義 ● (市民とは) 「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働く者、市内で学ぶ者、市内で公益的活動や事業活動その他の活動を行う者または団体をいう。 ● (市民自治とは) 「市民自治」とは、市民が主体となって地域や市の課題の解決に取り組むなど、市民が自ら行うことを基本として、住民から信託を受けた議会及び市長等も、ともに市民のためのまちづくりを進めることをいう。 ● (協働とは) 「協働」とは、市民、議会、市長等が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいう。 ● (市民参加とは) 市民参加とは) 市民参加とら 	(市民) ・「市内に住所を有する者」は個人だけか、法人も含むのか。「住民」「市内に住む者」という表現の方がよいか。 (協働) ・「地域又は社会」は、「地域又は市の課題」と表現を統一する必要があるか。 ・「議会」と「市長等」との「協働」について、「協力」はあっても「協働」はイメージがしにくい。基本は二元代表制での関係では。 ・市民、議会、市長等が「対等な立場」のイメージがしにくい。市民は選挙で選ばれた人と対等と言ってよいか。「連携をはかりながら」、ではいけないのか。 ・協働は意思決定からという意見があったが、「協力して事業を行うこと」でわかるか。 (市民参加) ・「市民参加」については様々なレベルがあるが、どこまで参加のイメージをもつか。キーワードが必要のように思う。 ・「市政やまちづくり」に市民が関わる」について、全体的に「市民参加」は「市政への参加」の意味で使っている。「まちづくり」への参加は、削ってもよいか。	

中間報告·条例案骨子	疑問点等 (※記述は、前回出た意見の概要)	対応
④条例の位置付け	・1つ目の「●」の条例の説明は、最初の目的と重複していないか。	
● (自治基本条例の遵守)	・「最も大切な規範」と「最高規範」は同じ意味か。	
この条例は、市民自治の推進に当たり、その理念や基本的な	・「遵守する」は当然ではないか。1点目は不要では。	
ルールを明らかにし、地域や市の課題の解決に際して、最も大	・3つ目の「●」で、「計画」が唐突ではないか。	
切な規範として運用するものであり、市民、議会、市長等は、	・「市長等」「策定等」「実施等」と「等」が続くのに違和感がある。	
誠実にこれを遵守しなければならない。		
● (他の条例等との関係)		
議会及び市長等は、他の条例、規則、他の規程を制定、運		
用、改正、廃止するときは、原則として、この条例の規定との		
整合を図らなければならない。		
● (市の計画等との関係)		
市長等が計画を策定等する場合、または事業を決定、実施等		
する場合も、同様とする。		
(2) 市民の権利と責務		
①市民の権利	・「安全で安心」について、危機管理の文章では「安心で安全」とある。	
● (市民の権利)	・「活動する」とは具体的に何をすることか。	
・ 市民は、安全で安心な環境の中で暮らし、活動する権利を	・(1)「市政」、(2)「政策」ときて、(3)の「まちづくり」が唐突ではないか。	
有する。	·「まちづくりの成果を享受する」はイメージできるか。記載する必要があるか。	
・ 市民は、市民自治を担う主体として尊重されるとともに、		
次に掲げる権利を有する。		
(1) 市政に関する情報を議会及び市長等と共有すること。		
(2) 政策の立案、実施及び評価の過程に関わること。		
(3) まちづくりの成果を享受すること。		

中間報告·条例案骨子	疑問点等(※記述は、前回出た意見の概要)	対応
②市民の責務	・「公共サービス」は「享受」するものか。「享受」では伝わりにくいのではないか。	
● (市民の責務)	・「事業者」と市民の定義にある「事業活動を行う者」の整理が必要。	
・ 市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めるものと	・「公共的な視野に基づいて」について、「視野」に「基づく」の表現は適切か。	
する。	・「地域と調和した活動」について、「地域」ではなく「地域社会」ではないか。	
市民は、市政及びまちづくりへの参加に当たり、法令等を		
遵守するとともに、自らの発言や行動に責任を持つよう努め		
るものとする。		
・ 市民は、互いの発言や行動を認め合いながら、互いに助け		
合い、まちづくりに努めるものとする。		
・ 市民は、公共サービスの享受に当たり、応分の負担を負う		
ものとする。		
● (事業者の責務)		
事業者は、事業活動等を行うに当たり、公共的な視野に基づ		
いて、自然環境や生活環境などに配慮し、地域と調和した活動		
を行うものとする。		
③自治の担い手としての人づくり	・「市民が成長できる環境」とはどのような環境か。「市民が成長する」とはどのよ	
● (市民自治の担い手としての人づくり)	うなことか。まちづくりに参加する環境、ということか。市民参加を支援するとい	
・ 市民、議会、市長等は、市民自治を推進するため、市民自	うことか。	
治の担い手として市民が成長できる環境を積極的に整備する		
よう努めるものとする。		
・ 市民、議会、市長等は、次代の社会を担う子ども及び青少		
年に対し、市民自治の担い手としての能力が育っていくよう		
に積極的に支援を行うよう努めるものとする。		

中間報告·条例案骨子	疑問点等 (※記述は、前回出た意見の概要)	対応
(3)議会・議員の役割と責務		
①議会の役割・責務	・「役割」と「責務」の違いは何か。	
● (議会の役割)	・「議決機関としての利害調整機能」でわかるか。	
議会は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、市の意思	・「議会の責務」の2つ目の「・」の文章が長く、整理が必要か。	
を決定するとともに、市長等による事務の執行の監視機能、調	・(2)「議会の諸活動」が漠然としすぎていないか。どのようなイメージか。	
査機能、政策形成機能、議決機関としての利害調整機能などを	・(2)「市民参加を促進」だけでなく「協働」を追加すべきか。	
果たしていかなければならない。		
● (議会の責務)		
・ 議会は、その役割を十分に果たし、かつ、市民自治を推進		
するため、市民の多様な幅広い意見を市政に反映させるよう		
努めるものとする。		
・ その際、議会は、市民の市政に対する関心と参加意欲を高		
めるとともに、市民が議会を身近なものと感じられるよう		
努めながら、主に次に掲げる取組を推進するものとする。		
(1) 議会の意思決定及びそこに至る過程についての情報など		
を市民に積極的かつ分かりやすく提供するとともに、すべ		
ての会議を原則として公開するなど、議会における透明性		
の確保を図ること。		
(2) 議会の諸活動への市民参加を促進すること。		

中間報告·条例案骨子	疑問点等 (※記述は、前回出た意見の概要)	対応
②議員の役割・責務	・「責務」しかなく、「役割」の記述がない。	
● (議員の責務)	・「市政に関する権能」とは何か分かりづらい。	
・ 議員は、住民から市政に関する権能を信託された代表であ	・「代表」について、議員は住民の代表だが代表統括権は市長であるので、「代	
ることを自覚し、議会の役割及び責務を果たすため、公正か	表であること」は工夫した方がよいか。	
つ誠実に職務を遂行しなければならない。	・議員の「職務」とは何か分かりづらい。	
・ 議員は、市民全体の福祉の向上を勘案して職務を遂行する	・「市民の多様な幅広い意見」について、「生活課題の把握」も追記すべきか。	
ため、市民との対話などを積極的に行い、市民の多様な幅広		
い意見の把握に努めなければならない。		
(4) 市長・職員の役割と責務		
①市長の役割・責務	・「役割」と「責務」の違いは何か。一緒にしてもよいか。	
● (市長の役割・責務)	・カタカナ表記は分かりづらいか。	
・ 市長は、市の代表者として、市民福祉の向上及び市の健全	・「総合的な」とはどういうことか。「包括的」ではないか。	
な発展のため、市民自治の推進を図り、公正かつ誠実に市政		
を運営する。		
・ 市長は、開かれた市政運営を行うとともに、効率的かつ健		
全な財政運営を行わなければならない。		
・ 市長は、市政におけるビジョン (将来の構想や展望) を明		
示し、リーダーシップを発揮して、その実現を図らなければ		
ならない。		
・ 市長は、市政の各分野にまたがる課題の解決のため、関係		
部署や関係機関の相互の連携、調整を図り、総合的な取組の		
推進に努めなければならない。		

中間報告·条例案骨子	疑問点等 (※記述は、前回出た意見の概要)	対応
②職員の役割・責務	・「役割」と「責務」の違いは何か。一緒にしてもよいか。	
● (職員の役割・責務)	・「市民自治へ積極的に参加」がわかりづらい。	
・ 職員は、法令等を遵守するとともに、市政の運営に携わ	・1人の市民である職員として、理想論としてはよいが、機能論としては整理が必	
り、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。	要か。ファシリテーターの役割もあるのでは。	
・ 職員は、市民とともに市民自治を推進する立場であること		
を自覚し、市民自治へ積極的に参加するよう努めなければな		
らない。		
・ 職員は、市民の信頼と期待にこたえることができるよう、		
常に能力の向上に努めなければならない。		
(5) 市政運営・まちづくり		
①市政運営の基本原則	・この項目がない方が、全体の構成上すっきりしないか。置くとすれば「市政運	
●(市政運営の基本原則)	営・まちづくりの基本原則」であるべき。また、後述と重複している部分が多い。	
・ 議会及び市長等は、市民福祉の向上と市の健全な発展のた	・「コンセプト」が分かりづらいか。	
め、明確なコンセプト(骨格となる概念)を提示し、計画的	・(3)の「協働の核となる人材」は推進の核となる人材か、事業の中での核となる	
な市政運営を行う。	人材か。	
・ 市政運営に際しては、以下を基本とする。		
(1) 市政に関する情報の適切な管理、提供、共有に努め、公正		
性、透明性の確保を図る。		
(2) 市民参加の機会を確保し、市民の意思の反映に努める。		
(3) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、地域や市の課題		
を効果的に解決するため、協働の核となる人材の育成や発掘		
に努め、積極的に協働の推進を図る。		
(4) 社会経済情勢の変化及び多様化する地域や市の課題に迅速		
かつ的確に対応するため、政策、制度、組織などについて不		
断の見直しを行うとともに、総合的な取組の推進に努める。		

中間報告·条例案骨子	疑問点等 (※記述は、前回出た意見の概要)	対応
②情報共有等		
● (情報共有)		
・ 市民、議会、市長等は、市民自治を進めるに当たり、まち		
づくりに関する情報を積極的に発信し合い、共有に努めるも		
のとする。		
・ 議会及び市長等は、この情報共有のための仕組みの充実に		
努めるものとする。		
● (情報公開の総合的な推進)		
議会及び市長等は、市民の知る権利を保障し、説明責任を全		
うするため、情報提供及び情報開示による情報公開の総合的な		
推進に努めるものとする。		
(1) 情報提供 議会及び市長等は、市政に関する正確な情報		
を、市民に分かりやすく、かつ、市民が迅速かつ		
容易に得られるよう、積極的に提供するよう努め		
るものとする。		
(2) 情報開示 議会及び市長等は、その保有する情報について		
市民から開示請求があったときは、さいたま市情		
報公開条例などの法令等に基づき、適正に対応し		
なければならない。		
● (個人情報の保護)		
議会及び市長等は、個人の権利利益を保護するため、個人情		
報の取扱について、さいたま市個人情報保護条例などの法令等		
に基づき、適正に行わなければならない。		

中間報告·条例案骨子	疑問点等 (※記述は、前回出た意見の概要)	対応
③市政への市民参加の促進		
● (市政への市民参加の促進)		
・ 議会及び市長等は、市民の意見を反映した市政の実現のた		
め、政策等の立案、実施及び評価の過程など市政への市民参		
加の促進に努め、市民参加により検討等を行った結果や市政		
への反映状況などを適宜公表するものとする。		
・ 議会及び市長等は、多様な市民が市政に参加できるよう		
に、市民参加の制度や機会の充実に努めるとともに、市民参		
加に関する手続の簡素化に努めるものとする。		
● (審議会等への市民参加)		
・ 市長等は、市の重要な政策等の検討を行う審議会等におい		
て、公募等の方法により多様な市民を委員に選任するなど、		
積極的に市民参加の取組を進めるものとする。		

中間報告·条例案骨子	疑問点等 (※記述は、前回出た意見の概要)	対応
● (協働の推進) ・ 市民と議会・市長等は、地域又は社会における共通の目的の実現並びに地域や市の課題の発見及び効果的な解決を図るため、次に掲げる原則に基づき、協働を推進するものとする。 (1)目的及び目標を共有すること。 (2)互いの立場や特性を尊重し、対等な立場で協力すること。 (3)それぞれの責任と役割を明確にすること。 (4)公平性、公正性及び透明性を確保すること。 ・ 市民と議会・市長等は、各々から協働の提案があった場合で、それが地域又は社会における共通の目的の実現及び地域や市の課題の解決に必要と認められるときは、協働の実現に努めるものとする。 ・ 議会及び市長等は、市民に対する協働に関する理解を深める機会の提供、市民の自発的な活動の支援、協働の場の設定その他の協働の推進を図るために必要な措置を講じるものとする。	・協働に対して「いつ」「どのように」という観点から、1つ目の「・」と2つ目の「・」を整理してはどうか。2つ目の「・」は「いつ」であり、1つ目の「・」は「どのように」である。2つ目の「・」を先にした方がよい。 ・「並びに」と「及び」が入る文章は分かりにくいため、文章を区切ってはどうか(「共通の目的を実現するため地域や市の」等)。 ・「協働を推進するものとする」は「協働を推進する」とした方がよい。 ・(1)~(4)が論理的に独立しているか疑問である。(2)と(3)は内容が近い。・(2)の「対等な立場で協力すること」は「対等な立場で協力し合うこと」の方がよいのではないか。 ・ 1つ目の「・」と2つ目の「・」は主語(市民と議会・市長等)が同じであるので、同じことを述べているのではないか。 ・ 2つ目の「・」は3者のうちのある主体からの提案による協働を想定しているが読み取れない可能性がある。 ・「必要と認められるときは」の主語は「市民と議会・市長等」だが、3者共が必要と認める場合かあるいは1者かが疑問である。 ・「市民の自発的な活動の支援」は「協働の推進のために」という条件を付け絞った方がよいのではないか。 ・「協働の場」がイメージしづらい。 ・ 3つ目の「・」も(1)(2)(3)といった書き方にした方が分かりやすい。	71/10

中間報告·条例案骨子	疑問点等 (※記述は、前回出た意見の概要)	対応
⑤市民の意見等への対応義務	・説明責任と応答義務が混ざった書き方となっている。	
● (市民の意見等への対応義務)	・2つ目の「・」と3つ目の「・」について、2段階であることを明確化すべきか。	
・ 議会及び市長等は、市政に対する市民の意見、要望、提案		
等について誠実に受け止め、市民福祉の向上及び市の健全な		
発展に寄与するものについては、可能な限り、速やかに市政		
に反映させるものとする。		
・ 議会及び市長等は、市政に対する市民の意見、要望、提案		
等に対しての対応方針または対応結果を、市民に速やかに回		
答し、説明責任を果たすものとする。		
・ 議会及び市長等は、市民との情報共有のため、市政に対す		
る市民の意見、要望、提案等及びこれらに対する対応方針ま		
たは対応結果を、公表するよう努めるものとする。		
⑥住民投票	・「住民」の定義がない。最終報告までにある程度の方向性を出していけるとよ	
● (住民投票の実施)	ιν _°	
・ 議会及び市長は、市政に関する重要な案件について、住民	・住民投票に関する条例が、「常設型」か「非常設型」かが読み取れない。	
の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住	・「尊重するものとする」は「尊重しなければならない」にすることができないか。	
民投票を実施することができる。		
・ 住民投票を実施する際は、議会及び市長は、住民の適切な		
判断が可能となるよう、必要な情報を公平、公正に、かつ、		
住民に分かりやすく提供するよう努めなければならない。		
● (住民投票の結果の尊重)		
・ 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。		

中間報告·条例案骨子	疑問点等 (※記述は、前回出た意見の概要)	対応
⑦総合振興計画	・総合振興計画とは何かが逐条解説を読まなければ分からない。	
● (総合振興計画の策定等)	・「自治体の運営の基本となるような長期的な計画」といった文言を括弧で追記	
・ 市長は、市政の総合的かつ計画的な運営を行うため、総合	してはどうか。	
振興計画を策定し、公表しなければならない。	・括弧を使って補記をした場合、「市政の総合的かつ計画的な運営を行うため」	
・ 市長は、総合振興計画の策定に当たっては、積極的に市民	と重なるのではないか。	
の参加を求めなければならない。	・「市民の参加を求めなければならない」とは具体的に何を意味するかが不明瞭	
・ 市長は、総合振興計画の実施状況を定期的に確認するとと	であり、参加できる市民が限定されることを排除できないのではないか。	
もに、公表しなければならない。	・1行目の「市民ニーズ」は唐突であるので平易にすべきではないか。	
・ 市長は、社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に柔軟に対応		
するとともに、必要に応じて総合振興計画の見直しを行うも		
のとする。		

中間報告·条例案骨子	疑問点等 (※記述は、前回出た意見の概要)	対応
⑧財政運営	・「中長期的視野に立った」の表現が2箇所で出てくるが、「視野」に「立つ」という	
● (健全な財政運営)	表現は適切か。	
・ 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営、必要な財源の確	・1行目の「効果的かつ効率的な市政運営」と2行目の「適切な管理及び効率的	
保、市の財産の適切な管理及び効率的な運用に努めることに	な運用」の表現は異なるがこれでよいか。	
より、中長期的視野に立った財政の健全性の確保を図らなけ	・「市の意思決定を行うに当たっては」の表現が分かりづらいか。議会が意思決	
ればならない。	定をするのか、市が意思決定をしているのか。	
・ 議会は、市の意思決定を行うに当たっては、中長期的視野	・「透明性の確保」は何の透明性かが不明瞭である。執行の透明性か。	
に立った財政の健全性の確保を十分に考慮しなければならな	・「問題として理解し」は、何を理解するのかが分かりづらくないか。	
٧٠ _°	・「市民は、~行動するよう努めるものとする」とあるが、何を努めるのか不明瞭で	
・ 市長等は、透明性の確保及び財政状況に関する市民意識の	はないか。	
向上を図るため、財政状況に関する情報を市民に分かりやす		
く公表するよう努めなければならない。		
・ 市民は、市の財政状況について、自らの、また、将来世代		
の生活に関わる問題として理解し、行動するよう努めるもの		
とする。		

中間報告·条例案骨子	疑問点等 (※記述は、前回出た意見の概要)	対応
9監査	・「合理的かつ効率的」という言葉が出てくるが、他の箇所のように「効率的かつ	
● (監査の実施及び運用)	効果的」の表現にあわせた方がよいのではないか。	
・ 監査委員は、適正で、合理的かつ効率的な行政運営を確保	・監査の項目自体を削除してもよいのではないか。	
するため、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の		
管理等について監査を行う。		
・ 市長は、適正で、合理的かつ効果的な行政運営を確保する		
ため、外部監査人による監査を実施しなければならない。		
・ 監査委員及び外部監査人は、市民に問題点、改善点等が分		
かりやすいように監査結果に関する報告をまとめることに努		
め、監査委員はこれを公表しなければならない。		
・ 議会及び市長等は、監査結果に基づき、市政運営の向上に		
努めなければならない。		
⑩行政評価	・行政評価の項目自体を削除してもよいのではないか。	
● (行政評価の実施)	・「市政運営」と「市政」が使い分けられているが、使い分けの意図が伝わるか。	
市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を行うとともに、市	・「市政」の定義が必要ではないか。	
政の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、行政評	・「行政評価」という用語に対して唐突感があるのではないか。	
価を実施する。	・「市民による評価を実施する」とは、どのようなことか。(市民が自主的に組織を	
● (行政評価への市民参加)	つくり評価を行うことであれば、伝わりにくいのではないか。)	
市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民から意見を聴	・評価の実施主体が分かりづらい。	
く、または市民による評価を実施するなど、市民参加の方法を	・市民による評価(市民が自主的に行う行政評価とした場合)も3つ目の「●」に	
取り入れるよう努めるものとする。	ある「行政評価の結果を事業等に反映させるよう努めるものとする」の対象に	
● (評価結果の公表及び事業等への反映)	なるのか。	
市長等は、行政評価の内容及び結果について、市民に対して		
分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果を事業等に反		
映させるよう努めるものとする。		

中間報告·条例案骨子	疑問点等 (※記述は、前回出た意見の概要)	対応
⑪組織、人員体制等	・「市民の視点に立ち」の意味が分かりづらいか。	
● (組織の整備等)	・(1)~(3)と(4)は次元が異なっているのではないか。	
市長等は、市民の視点に立ち、次のことに留意して、組織の	・(2)と(4)は意味が重複しているので(4)は削除してよいのではないか。	
整備、職員の適正な配置、職員の育成に努めるものとする。	・「市民が市政に参加しやすい組織風土」は「市民参加を受け入れる組織風	
(1)地域や市の課題に的確に対応できること。	土」としてはどうか。市民との協働に積極的に取り組むことを書いてもよい。	
(2) 市民が行政サービスを利用しやすいこと。		
(3) 行政サービスを効果的かつ効率的に提供できること。		
(4)組織については、市民に分かりやすいこと。		
● (市政に参加しやすい組織風土の醸成)		
議会及び市長等は、市民が市政に参加しやすい組織風土の醸		
成に努めるものとする。		
⑫市の発展のための法務	・「柔軟な運用」は法を軽んじているような印象を受ける。	
● (市の発展のための法務)	・法律に対する対応と条例に対する対応を書き分けているが読みづらくないか。	
・ 議会及び市長等は、地域や市の課題解決のため、自らの責		
任において、法律、条例、規則など法令等の適正な解釈及び		
柔軟な運用を行うとともに、必要に応じて条例や規則等の制		
定、改正または廃止を行うものとする。		

中間報告·条例案骨子	疑問点等 (※記述は、前回出た意見の概要)	対応
13.危機管理	・「緊急の事態」について、静かに進行する危機もあるのではないか。	
● (危機管理)	・「市民及び地域とともに」の「地域」はエリアと捉えると主体となりえるか。コミュニ	
・ 議会及び市長等は、危機(市民の生命、身体及び財産に重	ティの場合は市民に含めてよいのではないか。	
大な被害を及ぼす、またはそのおそれのある災害、事件、事	・「図らなければならない」は他にない表現である。	
故など <mark>緊急の事態</mark> をいう。以下同じ。)に対する市民の生		
命、身体及び財産の保護、市民生活の安心と安全を守ること		
を目的として、次に掲げることに努めなければならない。		
(1)「自助」、「共助」、「公助」の考え方及び危機管理対		
策について市民へ周知及び啓発を行うこと。		
(2) 市民や関係機関と危機管理に関して積極的に協議し、ま		
たは相互に協力し、適切な対応を準備すること。		
(3) 危機発生の予測・予知、被害の未然防止・回避・軽減、 危機の再発防止を図ること。		
・ 市長等は、危機発生時には、その情報を速やかに収集、発		
信し、市民及び地域とともに迅速かつ効果的な対応を図らな		
ければならない。		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		

中間報告·条例案骨子	疑問点等(※記述は、前回出た意見の概要)	対応
④ 国や他の地方自治体等との関係	・1 つ目の「●」は②自治の基本理念の(3)と内容が重複している。	
●(国、埼玉県と市の関係)	・「市が関わる他の地方自治体」は単に「他の地方自治体」でもよいか。	
議会及び市長等は、市民福祉の向上と市の健全な発展のた	・「競い合い」は1つの価値観に基づく競争というイメージで、違和感があるか。刺	
め、国及び埼玉県と対等で協力的な関係を築き、相互に連携し	激し合うというイメージの方が近いか。	
て市のまちづくりを推進するとともに、市民生活に重大な影響	・競い合うということも必要ではないか。	
を及ぼすおそれのある国及び埼玉県の政策等に対し、市民の意	・それぞれ個性を発揮しながらというニュアンスを出すのはどうか。	
思を尊重し、必要に応じて意見等を行うよう努めるものとす		
る。		
● (他の地方自治体と市の関係)		
議会及び市長等は、市が関わる他の地方自治体と積極的に連		
携を進め、競い合い、助け合い、共に発展していくことに努め		
るものとする。		
● (諸外国と市の関係)		
議会及び市長等は、国際交流及び国際協力を推進し、相互理		
解を深めるとともに、これらを通じて得られた知見を、市のま		
ちづくりに反映するよう努めるものとする。		

中間報告·条例案骨子	疑問点等 (※記述は、前回出た意見の概要)	対応
(6)地域コミュニティ・区		
①身近なコミュニティ		
● (地域コミュニティ)		
・ 市民は、暮らしやすい地域社会を形成するために、地域コ		
ミュニティ(身近な生活の場となる地域を構成する住民の集		
合体をいう。)を基盤とする自治会等の活動を通じて、地域		
の身近な課題の解決に積極的に協力して取り組むよう努める		
ものとする。		
・ 自治会等、市民活動団体、事業者など地域において活動す		
る主体は、地域の身近な課題の解決に向けて、それぞれの自		
主性に基づき、相互に連携するよう努めるものとする。		
・ 市長等は、地域において活動する主体の自主性及び自律性		
に配慮しながら、その活動及び相互の連携に対して、必要な		
支援を行うものとする。		

中間報告·条例案骨子	疑問点等 (※記述は、前回出た意見の概要)	対応
②区のあり方		
●(区役所の役割・責務)		
・ 区役所は、区民の生活に密着した行政サービスを効果的、		
効率的かつ総合的に行うよう努めるものとする。		
・ 区役所は、地域の問題を受け止める身近な窓口として、ま		
た、区民(区内に住所を有する者、区内で働く者、区内で学		
ぶ者、区内で公益的活動や事業活動その他の活動を行う者ま		
たは団体をいう。以下同じ。)による地域のまちづくりの調		
整・まとめ役として機能し、地域の問題について区民ととも		
に、また、本庁組織と連携して解決を図るなどして、地域の		
特色を生かした個性あるまちづくりを推進する。		
・ そのために、区民の生活に関わる様々な情報の収集及び発		
信を進め、区民の区政への参加及び協働を促し、区民の様々		
な活動の支援を通して、区民の主体的なまちづくりの推進に		
努めるものとする。		
●(区長の役割・責務)		
・ 区長は、その権限と責任のもと、市政及び区政の方針に基		
づき、中長期的な視点に立って、リーダーシップを発揮しな		
がら、公正、公平、かつ迅速に、区民のための区政を行うも		
のとする。		
●(区民会議)		
・ 区民が主体となって区のまちづくりの課題について協議		
し、区長に提言を行うため、各区に区民会議を設置する。		
・ 区民会議は、区内に住所を有する者または区内で活動する		
多様な主体の代表等で構成する。また、区役所職員が参加		
し、必要に応じて行政の立場からの助言等を行う。		
・ 市長及び区長は、区のまちづくりの推進のために、区民		
会議の提言を尊重するものとする。		

中間報告·条例案骨子	疑問点等 (※記述は、前回出た意見の概要)	対応
(7)条例の運用等		
①条例の運用(実効性の確保)		
● (実効性の確保)		
・ 市長等は、市民自治の推進を図るため、この条例の啓発、		
運用状況の調査、実績の評価、必要な改善の検討等を市民参		
加により行う仕組みを設けるものとする。		
・ 議会及び市長等は、この条例について、市民の理解が進む		
よう、市民への啓発に努めるものとする。		
● (条例の見直し)		
・ 議会及び市長等は、社会経済情勢、この条例の運用状況等		
を勘案し、適宜見直しを行うものとする。		
・ この条例の見直しの検討は、市民参加により行うものとす		
る。		

自治基本条例に関する市民Webアンケート結果(速報)

1. アンケート回収人数

○アンケート回収人数:1,000人

○内訳:

年代区分	男性	女性	計
20 代以下	100人	100人	200 人
30 代	100人	100人	200 人
40 代	100人	100人	200 人
50 代	100人	100人	200 人
60 代以上	100人	100人	200 人
計	500人	500 人	1,000 人

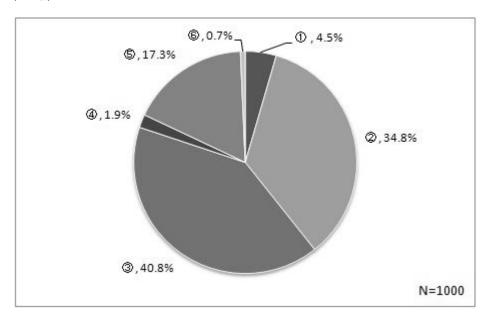
2. 調査期間

平成23年4月11日(月)~平成23年4月18日(月)

3. アンケート結果

Q1 あなたの市政への関心と参加について、伺います。

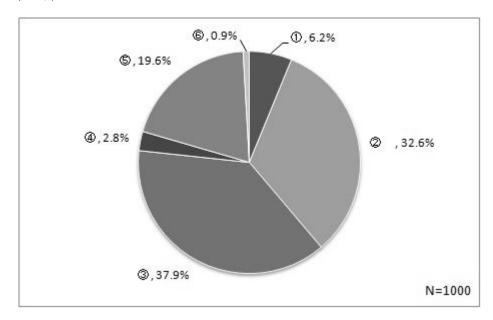
- ① 関心があり、市政に参加している(したことがある) (4.5%)
- ② 関心があり、市政に参加したことはないが、今後参加したい (34.8%)
- ③ 関心はあるが、市政に参加したことはなく、今後も参加するつもりはない (40.8%)
- ④ 関心はないが、市政に参加したことがある (1.9%)
- ⑤ 関心はなく、市政に参加するつもりはない (17.3%)
- ⑥ その他 (0.7%)



- 引っ越してきたばかりで状況を把握していない
- ・ 関心はないが、必要があれば参加したい
- 関心があるが参加する暇がない

Q2 あなたの市民活動への関心と参加について、伺います。

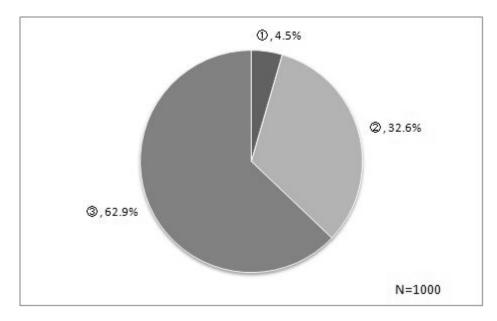
- ① 関心があり、市民活動に参加している(したことがある) (6.2%)
- ② 関心があり、市民活動に参加したことはないが、今後参加したい。 (32.6%)
- ③ 関心はあるが、市民活動に参加したことはなく、今後も参加するつもりはない。 (37.9%)
- ④ 関心はないが、市民活動に参加したことがある (2.8%)
- ⑤ 関心はなく、市民活動に参加するつもりはない (19.6%)
- ⑥ その他 (0.9%)



- 機会があれば参加しても良い
- ・ 仕事に影響しない限り参加したい
- 活動に依る
- 関心はあるが、市民活動に参加したことはなく、今後の参加については検討中である

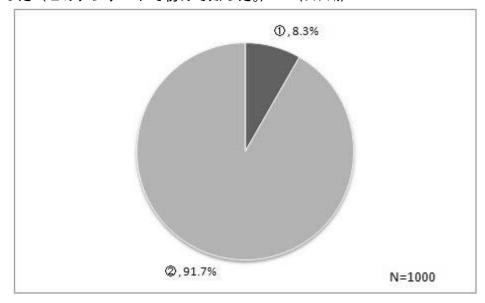
Q3 「自治基本条例」を知っていますか。

- ① 内容をある程度知っている (4.5%)
- ② 内容は分からないが名前を聞いたことがある (32.6%)
- ③ ほとんど知らない (62.9%)

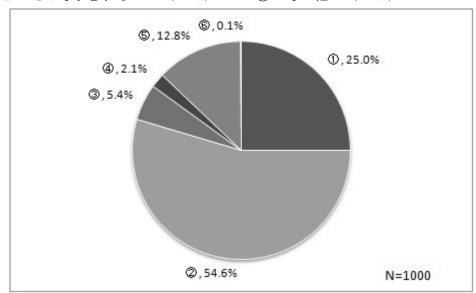


Q4 さいたま市が自治基本条例の検討を進めていることを知っていますか。

- ① 知っている (8.3%)
- ② 知らなかった(このアンケートで初めて知った。) (91.7%)



- Q5 暮らしやすいまちづくりや市の発展のためには、「市民自治の確立」(まちづくりに当たっては、市民が地域や市の課題について主体的に考え、責任を持って取り組むことを基本とするという考え方)が重要と考えます。このような考え方について、どのように思いますか。
- ① そう思う (25.0%)
- ② どちらかといえばそう思う (54.6%)
- ③ どちらかといえばそう思わない (5.4%)
- ④ そう思わない (2.1%)
- ⑤ わからない (12.8%)
- ⑥ その他 (0.1%)

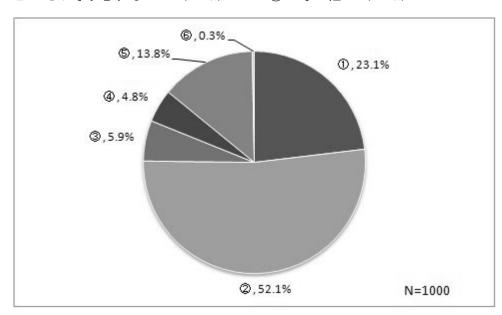


「その他」は以下のような回答があった。(抜粋)

具体例がないと分かりにくい

Q6 暮らしやすいまちづくりや市の発展のためには、有権者の市政への参加はもちろんの こと、同時に、より多くの方々(市内在住の未成年者・外国人、市内への通勤・通学者、 市内で活動する事業者、市民活動団体など)の市政への参加も大切であるという考え方 について、どのように思いますか。

- ① そう思う (23.1%)
- ② どちらかといえばそう思う (52.1%)
- ③ どちらかといえばそう思わない (5.9%)
- ④ そう思わない (4.8%)
- ⑤ わからない (13.8%)
- ⑥ その他 (0.3%)



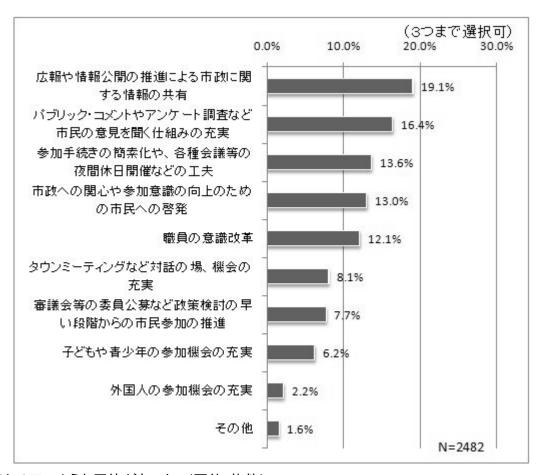
「その他」は以下のような回答があった。(抜粋)

- ケースバイケースである
- ・ 外国人及び、「思想に偏向のある活動団体」の参加には絶対反対

Q7 Q6で回答した理由についてご記入ください。

※現在整理中

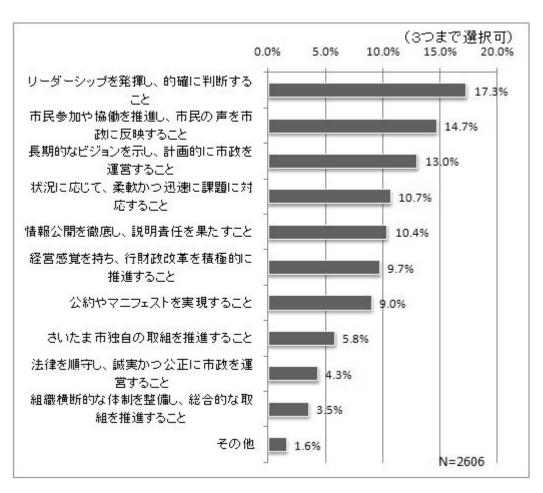
Q8 市政への市民参加を促進するためには、何が大切と思いますか。(3つまで選択可。)



- テレビやインターネット、携帯電話などの活用による 周知・広報
- 市民提案をきっちり受け止め、その実現に努めようと する市の姿勢
- 行政の対応能力
- ・ 意見を述べた人に対して有形無形の不利が生じないこと。特に、反対勢力から嫌がらせなどを受けた場合に保護を保証する制度等が必要
- ・ 学校の授業(そんなに時間が割けないならアンケートでも良いが)で取り上げれば子どもの意見も聴ける

- ・ 市長をはじめ政治家の意識変革
- ・ 議員立法にして、各議員が住民の意見を聞く
- 議員、公務員の人員削減及び給与の削減、無駄の 削減
- 町内会や近所とのつながり
- 勤労者が参加しやすい休日の活用
- 参加によるメリット

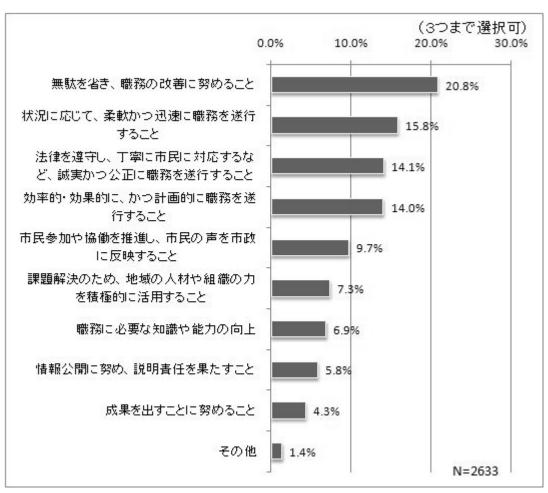
Q9 さいたま市の今後の市政運営に当たり、市長に求められるものとして、何が重要と思いますか。(3つまで選択可。)



- 特権意識(給料など)や無駄の排除
- 安心を与えること
- ・ 行政全員に当事者意識を持たせること
- ・ 教育部門をのぞいて議員、職員等の少数精鋭化
- 地域の差をなくす
- 公約やマニュフェストにとらわれすぎないこと
- · 情報交流強化
- ・ 外国人の市政への参加は絶対に禁止すること
- · 税金を安くしてほしい
- 市民参加議会の創設
- ・ すべて国がやればよい

- 活動内容の掲示
- ・ 市長が身近に感じられ、市民の代表であることが 市民に理解される存在であること
- ・ 今までにない取り組みにも挑戦する姿勢
- ・ 県や国に逆らってでも市民を守ること
- ・ 既成政党の利権に縛られないこと
- ・ 財政の年度内予算の使い切りをやめ、節約に努め たところは次年度により大目に予算配分する等 の工夫
- ・環境問題の整備
- 市長に期待する事はない

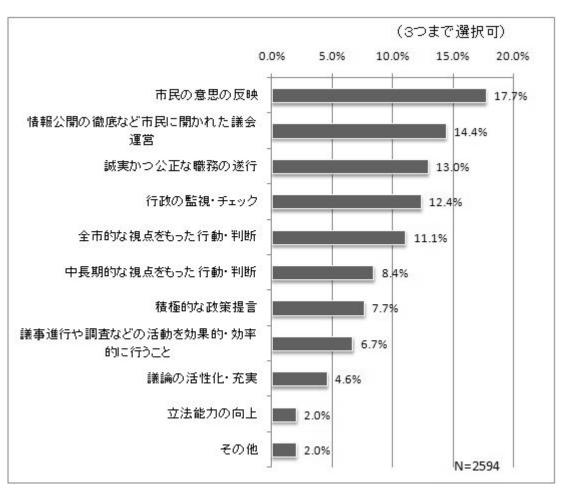
Q10 さいたま市の職員に求められるものとして、何が重要と思いますか。(3つまで選択可。)



- ・ 仕事のための仕事が多すぎる
- · 職員·給料削減
- ・ 職務遂行・結果を出すこと
- ・ スキルアップ、礼儀、能力、経営感覚、仕事をすること
- ・ 市民の立場に立った職務遂行
- ・ 労組からの退会

- ・ 無駄を無くしたマニュアルの作成
- ・ 平日を休みにする代わりに休日に窓口を開く
- ・ 市に逆らってでも住民を守ること
- ・ やる気のある社員を積極的に優遇すること
- ・ 各種圧力に負けないこと
- ・ すべての市民に平等に対応すること
- ・ 全部に取り組んでいただきたい

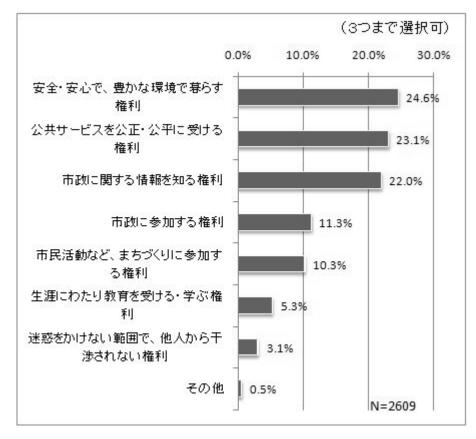
Q11 さいたま市議会・議員に求められるものとして、何が重要と思いますか。(3つまで選択可。)



- 行動力
- ・ 選挙活動で頭を下げなくても投票して貰える様 な崇高な姿勢
- 下請の生活費向上
- ・ どんな意見にも耳を傾け、意見が違ったら双方から情報、意見を聞き議論をする
- ・ 議会・議員の理由なき無駄金の削減を市民による 監視
- ・ 自分の利害では無く真に市民の利益の為に働くこと
- 議会の動画配信

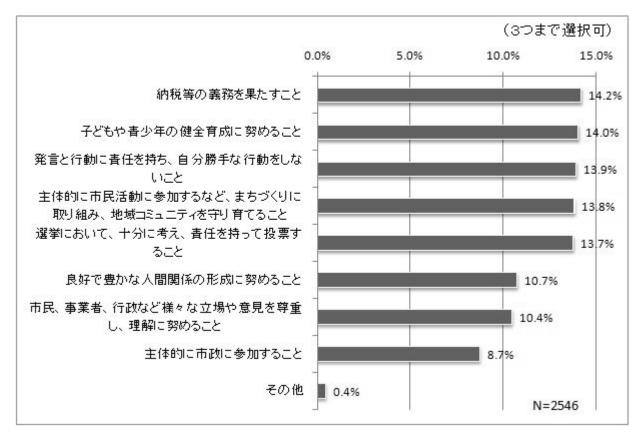
- ・ 市民の代表者であることを認識すること
- メディアに注目されるような取り組みを行うこと
- ・すべて
- ・ 自らに厳しくして、行政を監督すること
- ・ 誹謗、中傷や足の引っ張り合いをなくし、政党、 派閥を超えた議論を行い実行するという意識
- ・ 良い意味で住民に人気のあること
- ・ 県議会、国会を尊重すること
- ・ ボランティア精神を持つこと
- ・ 自身の資産の公開

Q12 市民の権利として、どのようなことが必要と思いますか。(3つまで選択可。)



- ・ 行政の無駄なコストの削減
- ・ 市政・公務員のチェック機能を保障する権利
- ・ 平等な納税をする権利(高額所得者には高く)
- · 弱者救済
- ・ どのような時間、期日であっても、行政サービス を常に公平かつ迅速に受けられる権利
- ・ 市民と国民の区別を付ける権利
- ・すべて
- ・ 税金が自分の生活に関連していると思える生活
- ・ 停滞する議会を解散させる権利
- 生活保護費の削減
- ・ 今は上記の権利は無いのか

Q13 市民の責務として、どのようなことが必要と思いますか。(3つまで選択可。)

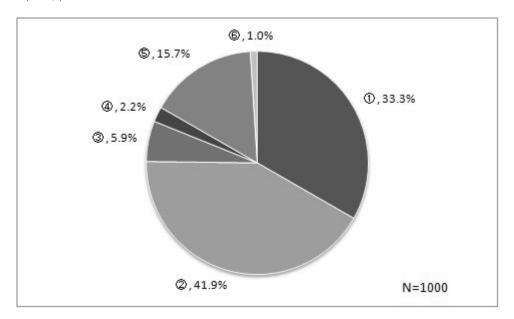


- ・ 市政に対する提案能力を強化すること
- ・ マナーの向上
- ・ 行政活動のチェック
- ・ 労働(有償、無償を問わず)
- ・ 国民の義務を果たすこと

- ・すべて
- ・ 基本的に市民であることの権利は有っても義務 は負わないで良い
- ・ 市政に関心を持つこと

Q14 市政に係る重要案件に関し、住民の意見を聴いて、議会や市長が判断する際に参考 とするための住民投票について、どのように思いますか。

- ① 実施するべき (33.3%)
- ② どちらかといえば実施するべき (41.9%)
- ③ どちらかといえば実施するべきではない (5.9%)
- ④ 実施するべきではない (2.2%)
- ⑤ わからない (15.7%)
- ⑥ その他 (1.0%)



「その他」は以下のような回答があった。(要約・抜粋)

- ・ 相当程度の重要性がある場合
- ・ 内容による
- ・ 住民投票のような決定的な結果ではなくアンケートで
- ・ 住民に負担を強いる場合は実施すべき

Q15 Q14で回答した理由についてご記入ください。

※現在整理中

Q16 自治基本条例や、市政・まちづくりに関して、ご意見がありましたら自由にご記入ください。

※現在整理中